明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○港湾運送事業法施行規則の一部を改正する省令（国土交通一〇）　二
〔告　示〕
○沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する件（内閣府・財務一）　三
○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示（デジタル庁五）　四
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（デジタル庁・総務七）　四
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示（同八）　五
○特定国外派遣組織を指定する件（総務三四）　五
○地方自治法第二百九十一条の三第一項の規定により広域連合の規約変更を許可した件（同三五）　五
○戸籍又は除かれた戸籍の副本の電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準を定める件を廃止する件（法務三八）　五
○外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（同三九、四〇）　五
○外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第十七条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件（同四一）　五
○日本国に帰化を許可する件（同四二）　五
○保安林の指定をする件（農林水産三二三～三三七）　五
○肥料を登録した件（同三三八）　六
○経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第五十条第一項の規定に基づき、特定社会基盤事業者を指定する件（経済産業一五）　六
○旅行業法の規定に基づく登録研修機関の登録をした件（観光庁九、一〇）　六
○漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を定める件（防衛二六）　九
○道路に関する件（関東地方整備局三九）　一〇
○道路に関する件（四国地方整備局七）　一〇
○道路に関する件（北海道開発局一二）　一〇
〔国会事項〕　一〇
〔人事異動〕
内閣　人事院　法務省　一〇
〔皇室事項〕　一〇
〔官庁報告〕
官庁事項
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　一〇
法　務
公証人任免（法務省）　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
財団、有権者申出方、公示送達関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　一二
特殊法人等
企業年金基金変更関係　一三
会社その他

省　令

○国土交通省令第十号

港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第五条第一項第四号及び第二項並びに第十七条第一項ただし書の規定に基づき、港湾運送事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年二月十六日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

港湾運送事業法施行規則の一部を改正する省令

港湾運送事業法施行規則（昭和三十四年運輸省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（事業の許可の申請） **第四条**　一般港湾運送事業の事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一　（略） 二　事業に使用される労働者（日々雇い入れられる者、二月以内の期間を定めて使用される者及び試みに使用される者を除く。第七項を除き、以下同じ。）及び事業の用に供する施設（船舶及びはしけ以外の施設にあつては、一年未満の期間を定めて借り受けるものを除く。以下この号において同じ。）に関し次に掲げる事項 イ～ホ　（略） ヘ　コンテナ埠頭において次に掲げる機能の全てを有する情報処理システム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第三項に規定する情報処理システムをいう。）を使用する場合は、その概要及び管理体制その他サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保に関する事項 (ｲ)　船舶へのコンテナ貨物の積込に関する計画を作成する機能	（事業の許可の申請） **第四条**　一般港湾運送事業の事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一　（略） 二　事業に使用される労働者（日々雇い入れられる者、二月以内の期間を定めて使用される者及び試みに使用される者を除く。第七項を除き、以下同じ。）及び事業の用に供する施設（船舶及びはしけ以外の施設にあつては、一年未満の期間を定めて借り受けるものを除く。以下この号において同じ。）に関し次に掲げる事項 イ～ホ　（略） （新設）

(ﾛ)　コンテナ貨物の配置に関する計画を作成する機能

(ﾊ)　コンテナ貨物の配置の状況の管理を行うための機能

三・四　（略）

2～6　（略）

7　法第五条第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第十号及び第十二号に掲げる書類については、既に国土交通大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

一～七　（略）

八　第一項第二号へに規定する情報処理システムを使用する申請者と当該情報処理システムの所有者が異なる場合にあつては、当該申請者と当該所有者との間で締結された一般港湾運送事業の適正かつ確実な実施の確保に必要な措置を講ずるための当該情報処理システムの運用及び管理に関する契約書の写し

九～十二　（略）

（事業計画の変更の届出）

第十三条　法第十七条第一項ただし書の軽微な事項に係る変更は、次のとおりとする。

一～七　（略）

八　第四条第一項第二号へに掲げる事項のうち、同号へに規定する情報処理システムの管理を担当する者の変更その他の一般港湾運送事業の実施に実質的な影響を及ぼさないと国土交通大臣が認める事項の変更

（事業の譲渡譲受の認可の申請）

第十四条　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二　（略）

三　譲受人が現に港湾運送事業を経営する者でないときは、第四条第七項第十号から第十二号までに掲げる書類及び譲受人（譲受人が法人である場合は、その役員）が法第六条第二項第一号から第四号までのいずれにも該当しない者である旨の宣誓書

三・四　（略）

2～6　（略）

7　法第五条第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第九号及び第十一号に掲げる書類については、既に国土交通大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

一～七　（新設）

八～十一　（略）

（事業計画の変更の届出）

第十三条　法第十七条第一項ただし書の軽微な事項に係る変更は、次のとおりとする。

一～七　（新設）

（事業の譲渡譲受の認可の申請）

第十四条　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二　（略）

三　譲受人が現に港湾運送事業を経営する者でないときは、第四条第七項第九号から第十一号までに掲げる書類及び譲受人（譲受人が法人である場合は、その役員）が法第六条第二項第一号から第四号までのいずれにも該当しない者である旨の宣誓書

（法人の合併又は分割の認可の申請）

第十五条　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二　（略）

三　合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により港湾運送事業を承継する法人が現に港湾運送事業を経営していないときは、第四条第七項第十号又は第十一号に掲げる書類

四・五　（略）

3　（略）

（相続人による事業継続の認可の申請）

第十七条　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　（略）

二　申請者が現に港湾運送事業を経営する者でないときは、第四条第七項第三号及び第十二号イに掲げる書類

三　（略）

（法人の合併又は分割の認可の申請）

第十五条　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二　（略）

三　合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により港湾運送事業を承継する法人が現に港湾運送事業を経営していないときは、第四条第七項第九号又は第十号に掲げる書類

四・五　（略）

3　（略）

（相続人による事業継続の認可の申請）

第十七条　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　（略）

二　申請者が現に港湾運送事業を経営する者でないときは、第四条第七項第三号及び第十一号イに掲げる書類

三　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に港湾運送事業法（次項において「法」という。）第四条の許可を受けている一般港湾運送事業者の事業計画の記載事項については、次項の規定による事業計画の変更の認可の申請に係る処分が行われるまでの間は、なお従前の例による。

2　前項に規定する一般港湾運送事業者は、この省令の施行の日から一年以内に、この省令による改正後の港湾運送事業法施行規則第四条第一項第二号への規定により新たに事業計画に記載すべき事項について、法第十七条第一項の規定による事業計画の変更の認可を申請しなければならない。